

敬 頌 書

一 職首減給芳仍得代ヲ絶作ヒナササルト
 二 週取手考ヲ制定サレ度
 三 勤続一二年未滿ハ三月分以後一二年ヲ増ス毎一ヶ月分ヲ以テ算スルコト
 四 但シ勤続ハ一二年トシテ計算スルコト 尚会社ノ都合ニ依ル職首ノ場合ハ右ノ取手考ノ
 五 外ニ其今年ノ分ヲ支給サレ度
 六 但シ解雇ノ従業員ノ同意ヲ得ラレ度
 七 本人ノ意思ニ依ラザル勤続取手絶作ハ純粋ニナサレハコト
 八 既ニ支給シテ後一年二回ノ定期支給ノ半期一ヶ月分以上支給サレタリ
 九 音信部ヲニ部制ニサレ度
 十 病氣不幸ニ依ル致勤ノ場合ハ月給金額支給ニ補充臨時雇ノ費用ハ会社ノ金額及
 十一 担サレ度
 十二 館取賃讓渡ニヨリ従業員ノ引絶ヲ絶作ニナサレハコト
 昭和七年四月廿八日

日午活動復興株式会社 従業員一同
 日午銀行株式会社 従業員一同

日午活動復興株式会社 敬
 日午銀行株式会社 敬

ナホマ

芳叔第一三五四號

昭和七年五月五日

警視總監 大野 緑 一 郎

常務理事
 労働部長

水喜三郎 敬

局長 敬

各廳 府 縣 長 官 殿 (八廳 府 縣)

日活日興共同労働協議ニ関スル件 (第二報一頁三頁五頁)

- 要旨
- (1) 労働團體於テ總本部ヲ特選代表者トシテ各代表者ヲ集會シテ對策協議ヲ為スル
 - (2) 音信部員大會ノ開催シ且必要ノ項目ヲ決定シテ日活日興両者ニ提出スルコトノ外ニ各労働團公等ニ對シテハレコード伴英ヲ以テキリテ開演シ居レリ
 - (3) 音信部員大會ノ開催スルコトニ決シテ各労働團本部ハ其區南佐久間町ニシテ國文社事務所跡地ニ於テハ日活日興兩社代表會議ヲ開キ要求書ヲ提出スルコトヲ決定シテ八路時座

3876